

「地域から孤立をなくそう」 配分要領

～包み支え合うソーシャルインクルージョンを目指して～

2018年7月19日制定 群馬県共同募金会

※下線部____は、前年度要領からの変更点

1 目的

共同募金の全国共通助成テーマとして「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～」が平成25年度から掲げられ、誰もが安心して暮らせるインクルーシブな地域を構築するために、地域に根ざした共同募金へと変革することが今後ますます求められてくる。その背景には、生活困窮者自立支援法の施行や地域包括ケアシステムの構築など、支援に必要なサービスの先駆的開発、インフォーマル分野の充実が急務とされている現状がある。

このような状況の中、本県の共同募金が果たすべき役割は、共同募金改革を確実に進め、上記のような福祉の今日的課題をいち早く捉え、その解決に繋がる事業に積極的に配分していくことである。共同募金運動は単なる寄付集めのしくみではなく、様々な福祉課題を見いだして県民へ示し、参加性を高めながら解決していくためのたすけあい運動であることを再確認する必要がある。そして、単に福祉事業に配分するだけでなく、様々な取り組みをつないでネットワークを形成する動きにも共同募金が寄与しながら、諸制度の狭間にまで届く活動にも積極的に配分していかなければならない。

共同募金が、福祉課題の解決に欠かせない存在となることを期待し、この配分を実施する。

2 配分対象

(1) 配分年度

2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）

(2) 配分対象事業

地域で孤立するおそれのある人(※1)を社会の一員として包み支え合うしくみづくり（ソーシャルインクルージョン）など、今日的な福祉課題に対して様々な角度からアプローチするために、群馬県内において実施する次の事業（複数事業の組み合わせ可能）

- ① 多職種・多分野連携、地域連携等によるネットワーク構築
- ② ニーズ調査、事例研究、新規事業の提案・開発
- ③ ソーシャルインクルージョン等を目的とした先駆的活動及び啓発事業
- ④ ①～③の担い手育成、活動団体の組織基盤強化支援事業

※1：地域で孤立するおそれのある人の例

ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、ドメスティックバイオレンス(DV) 被害者、不登校の子ども、ニート、ひきこもり、ホームレス、生活保護を受けてはいないが経済的に困窮している人、ひとり暮らし高齢者、老老介護を含む介護者、災害により県内・県外に避難している人、地域に暮らす外国人 など

(3) 主な対象経費

- ・申請事業実施にかかる直接経費（謝金、消耗品費、事業に直接使用する備品など）
- ・申請事業実施にかかる間接経費のうち、適切な按分率で申請事業相当分を算出できるもの

(4) 対象外事業及び経費

- ・地域住民等の居場所や交流事業を週1回程度開催するのみの事業
- ・申請法人・団体の組織運営にのみかかると判断される経費
- ・申請事業実施に必要なと判断しがたい備品等を購入する経費

(5) 申請者

- ・ 社会福祉法人（社会福祉協議会を含む）、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体
- ・ 市民活動支援センター等中間支援組織（行政委託型のセンターでも運営主体が民間団体であれば申請可能。ただし、申請事業・企画そのものが行政委託であるものは配分対象外とする。）

3 配分額及び申請・審査方法等

(1) 一般公募（15件程度の配分を予定）

- ①配分上限額 申請事業にかかる経費のうち配分対象経費の50%以上90%以下（上限50万円）とする。
- ②申請方法等 別に定める所定の申請様式により申請書を作成し、添付書類とともに本会事務局に提出する。
- ③申請締切日 平成30年9月14日（金）。郵送による提出も可能だが締切日必着とする。
- ④審査方法等 事務局による一次審査の後、原則として、配分申請額が20万円以下の場合は書類審査、20万円を超える場合は面接調査または現地調査とする。

(2) 企画型申請のモデル配分（1件程度の配分を予定）

「群馬県共同募金改革推進検討委員会」で検討中の「企画型配分」を試行的に実施する。

- ①配分上限額 上限300万円とする。
- ②申請方法等 別に定める所定の様式により企画書を作成し、添付書類とともに本会事務局に提出する。
- ③申請締切日 電話等で事前連絡のうえ、平成30年11月30日（金）までに本会事務局に持参し直接提出する。
- ④審査方法等 検討中の事業評価の手法を試行的に行うとともに、最終審査は配分委員会で行う。
- ⑤留意事項等 配分決定後も、単に申請事業を実施するだけでなく、現在検討中の事業評価・伴走支援について協働試行することを配分条件とする。

4 配分決定

平成31年3月に決定し、各申請者へ審査結果を通知するとともに、4月上旬に開催予定の配分式において配分決定通知（配分書）を交付する。

5 その他

- (1) 平成30年度共同募金配分要領の広域配分または地域配分を申請している法人・団体であっても、異なる事業であれば当配分を申請することができる。（ただし、採用の優先順位は下がる場合がある。）
- (2) 3年以上連続受配した事業について申請する場合は、過去の計画及び事業実績を客観的に把握しながら慎重に審査し、継続配分の効果が認められる場合にのみ配分を行うこととする。
- (3) この要領に定めるもののほか、当該配分に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。